

奥州市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月12日

奥州市監査委員 松本 富二郎  
奥州市監査委員 千田 永  
奥州市監査委員 佐藤 邦夫

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名、監査実施期日

部課等(機関)名	実施期日
国民宿舎サンホテル衣川荘	予備監査 平成29年6月12日及び13日 本監査 平成29年7月4日
水道部 経営課、工務課	予備監査 平成29年6月14日から16日まで 本監査 平成29年7月4日
医療局 経営管理部、総合水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所及び衣川歯科診療所	予備監査 平成29年6月19日から23日まで 本監査 平成29年7月5日

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成28年度における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
国民宿舎サンホテル衣川荘	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
水道部経営課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水道部工務課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
医療局経営管理部	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
医療局総合水沢病院	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
医療局まごころ病院	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
医療局前沢診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
医療局衣川診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
医療局衣川歯科診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 国民宿舎サンホテル衣川荘

ア 契約事務において、契約書に記載すべき事項の漏れや誤り、仕様書の添付もれなど契約書に不備があるものが8件、契約保証金の免除理由に誤りがあるものが3件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ 服務事務において、時間外勤務命令簿に記載誤りがあるものが9件、臨時、非常勤任用手続きに不備があるものが3件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係法令等を遵守のうえ、改善されたい。

(2) 水道部工務課

契約事務において、請書の発注者名や支払遅延利息の記載が誤っているなど契約書に不備があるものが6件、契約書に定める業務完了報告書の提出がないものが4件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(3) 医療局（総合水沢病院）

ア 契約事務において、契約書に定める業務完了報告書の提出がないなど報告書類等に不備があるものが4件、見積書に代表者印の押印がないなど見積書に不備があるものが2件、契約保証金の免除条項に記載不備があるものが2件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ 服務事務において、勤務条件通知書に記載不備があるなど臨時職員の任用手続きに不備があるものが11件、時間外勤務時間数の集計誤りなど時間外勤務命令に不備があるものが6件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(4) 医療局（まごころ病院）

ア 契約事務において、契約書に記載すべき事項の漏れや誤りがあるなど契約書に不備があるものが7件、予定価格書の作成に不備があるものが3件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ 服務事務において、年次休暇請求処理票に記載不備があるなど年次休暇申請手続きに不備があるものが7件、勤務条件通知書に記載不備があるなど臨時職員の任用手続きに不備があるものが7件、時間外勤務命令簿に記載不備があるなど時間外勤務命令に不備があるものが6件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。